

種子の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の断念を求める意見書(案)

11月15日、農水省の有識者検討会は、来年の通常国会に提出する「種苗法改正案」の土台となる「新品種保護に関する対策」をとりまとめた。

これは「優良品種の海外流出防止」を名目としつつ、内実は農家の自家採種・自家増殖を原則禁止とするものである。これまで認められてきた「登録品種」の自家増殖を「許諾制」とし、悪質な違反には10年以下の懲役または1000万円以下の罰金を科す刑事罰の対象とする。しかも「共謀罪」も適用されることとなる。

これまで自由に行うことができた登録品種の自家増殖が「許諾制」になれば、当然新たな料金が発生することになり、許諾手続きも煩雑になる。また、作付のたびに新たに種子を購入しなければならず、これまでも高齢化や零細経営に苦しめられてきた個人農家は離農するしかなくなる。これにより、耕作放棄地の増加とともに「農業競争力強化支援法」が推進する農業への民間参入がより一層進み、地元農業に支えられた地域活性化とは真逆の道を歩むことになる。

昨年の「種子法」廃止に続く「種苗法」改正で、地域の農業を支えてきた優秀で安価に提供される品種が減り、大手種苗会社とグローバルアグリビジネスによる品種が席卷するならば、地域の食生活・食文化の衰退、ひいては地域社会そのものと日本の食文化そのものも衰えてしまいかねない。

「食」は人間の生活の根幹であり、また共有の権利でもある。「育成者権」のみを優遇し、農業者の権利と消費者の選ぶ権利、誰もが持つ生きる権利を制限することがあってはならない。

「優良品種の海外流出防止」であるならば、現行法の適用や、海外での育種登録・商標登録をすれば済むことであると、複数の識者が指摘しているところである。

政府農水省においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、「種苗法」改正の断念を強く求めるものである。

以上地方自治法第99条に基づいて提出する。

内閣総理大臣

農林水産大臣 あて

2019年12月 日

議会議長